

情報ひろば

土浦市役所 ☎826-1111

お知らせ

市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場から

□市立博物館の臨時休館と東櫓の無料開館

平成21年度春季展示の準備などで休館します。

休館日／5月11日(月)～15日(金)
※土浦城東櫓(付属展示館)は、12日(火)から15日(金)まで無料で開館します。

□市立博物館春季展示解説会

「霞ヶ浦に育まれた人々の暮らし」をテーマにした展示を、季節ごとに開催しています。

とき・内容／

●5月23日(土)：土屋政直の風雅(近世)

●5月30日(土)：菊田禎一郎と

惜春新聞(近代)

●6月6日(土)：霞ヶ浦四十八津掟書(近世)

●6月13日(土)：古代の錠前・海老錠(古代)

●6月20日(土)：佐竹義重、小田城の郷村を放火す(中世)

※時間は、いずれも午後2時から30分程度。また、入館料が別途かかります。

◎共通

□「国際博物館の日」記念無料開館

国際博物館会議では、地域の博物館の活動を広めるために5月18日を「国際博物館の日」に定めています。

これにちなんで、5月17日(日)は入館料が無料になりますので、ぜひご来館ください。

□いばらきKids' Club(いばらき子育て家庭優待制度)会員特典が変わりました

内容／入館無料券をプレゼント(市立博物館に来館された方には、上高津貝塚ふるさと歴史の広場入館無料券を。同広場に来館された方は、同館入館無料券を)

※「漫遊いばらきファンクラブ」も同じ特典ですので、ぜひご利用ください。

市立博物館(☎824・2928)、上高津貝塚ふるさと

と歴史の広場(☎826・7111)

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します

平成20年度後期分の閲覧状況についてお知らせします。
閲覧期間／平成20年10月1日～21年3月31日

□国または地方公共団体の機関による閲覧：0件

□法人などによる公益性が高いと認められた閲覧：13件

詳しくは、市の掲示板に掲載しますのでご覧ください。
市民課(☎内線2286)

人権問題でお困りの方はご相談ください

□全国「子育て特設人権相談所」開設します

家庭内の問題、近隣関係、いじめ、差別問題などで日頃悩んでいることや困っていることの相談を、地元の人権擁護委員会がお受けします。

とき／6月1日(月) 午前10時～午後3時

ところ／一中地区公民館
総務課(☎内線2330)

□法務総合相談所を開設します

登記、供託、戸籍、国籍、

サラ金の取立て、近隣関係、セクハラ、いじめ、DV問題などの相談を法務局職員と人権擁護委員会がお受けします。

とき／6月7日(日) 午前10時～午後3時

ところ／男女共同参画センター(ウララ2 7階)

市水戸地方法務局(☎029・227・9911)

□人権擁護委員会をご存知ですか

6月1日は、「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員は、地域住民の人権が侵害されないよう常に注意を払い、もし、人権が侵害されたときはその相談を受け、被害救済のため適切に処理します。また、人権の大切さについて、街頭啓発や講演会などを通じて、理解を深めてもらうための活動もしています。

市には市長から推薦され、法務大臣が委嘱した人権擁護委員がいます。
人権擁護委員(敬称略) 順不同)／大嶋庄二、今高博子、岡田美枝子、福田幹男、小出弘子、池田憲男、脇田美智子、三輪和夫

※相談は無料です。

市水戸地方法務局土浦支局(☎821・0792)

休日納税・休日納税相談

とき／5月10日(日)、17日(日)、24日(日)、31日(日) 午前9時～午後4時

ところ／納税課(市役所本庁舎1階)

取扱税目／固定資産税、軽自動車税、市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

※口座振替の手続きを希望される方は、金融機関またはゆうちょ銀行の預金通帳と届出印を持参してください。
納税課(☎内線2359、2233)

☆5月の納税☆

軽自動車税…全期

- ・納期限は6月1日(月)です。
- ・納税には、便利な口座振替をご利用ください。

このくらゐ 皆の税が 支えてる

市 納税課 (☎内線2230)

5月は赤十字運動月間です

赤十字では、多くの方に赤十字活動をご理解いただき、その活動を支える社員(会員)や寄付者の募集を行います。ご協力いただく金額は、社員は年500円以上、寄付者は特に決められた金額はありません。

それによって、赤十字の一人として地域や国内外への人道的な赤十字活動に参加したことになります。

赤十字へのご理解と活動資金のご協力をお願いします。
 国土社会福祉課(☎内線2308)

水道料金・下水道使用料徴収業務委託

平成21年度の水道料金と下水道使用料の徴収業務は、第一環境(株)土浦営業所(真鍋一丁目16・24佐々木ビル3階 ☎822・3040)に委託しました。

量水器の検針/第一環境(株)の検針員が毎月うかがいます。料金の請求方法/上下水道料金通知書で請求します。
 納入期限/検針日の翌月10日(口座振替は8日が基準日)

※転入や転出などによる諸手続きも取り扱います。

水道課(☎821・6237)、下水道課(☎内線2255)

自動車税の納税は6月1日までに

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(自動車検査証の登録名義人)に課税されます。

納税通知書が届きましたら、納期限の6月1日(月)までに、お近くの金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアまたは県税事務所の窓口で納付してください。

※自動車税の納付場所は、自動車税納税通知書の裏面に記載されています。

国土浦県税事務所収税第二課(☎822・7208)



平成21年度酒類販売管理協力員を募集します

関東信越国税局では、スーパーやコンビニエンスストア、小売酒販売店などで買い

物をする機会を利用して、未成年者飲酒防止に関する表示や店頭価格の状況を確認し、税務署に連絡していただく酒類販売管理協力員を募集します。

※応募方法、募集・委嘱期間など、詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。
 国土浦税務署酒類指導官(☎029・231・4211)

母子家庭等日常生活支援事業家庭生活支援員を募集します

県母子福祉センターでは、ひとり親家庭および寡婦の方が、就職活動や自立に必要な講習会に参加したり、急な疾病などで生活援助や保育サービスを行う家庭生活支援員を募集します。

支援内容/
 ●生活援助:ひとり親家庭の自宅での食事や身の回りの世話、住居の掃除、生活必需品などの買い物、医療機関などへの連絡

●子育て支援:家庭生活支援員の自宅などで乳幼児の保育
 ●生活援助:ホームヘルパー3級以上

●子育て支援:保育士

手当/生活援助や子育て支援サービスを行ったときに、時間に応じて報酬を支給
 申込方法/市こども福祉課にある申請書に必要事項を記入のうえ、茨城県母子寡婦福祉連合会に郵送またはファクスで

申請同連合会(〒310・0065 水戸市八幡町11・52 県母子福祉センター内 ☎029・221・8497
 FAX 029・221・8618)

第14土浦卓月まつり(花季展)

とき/5月29日(金)~6月2日(火) 午前10時~午後5時(6月2日は午後3時まで)
 ところ/新治シヨッピングセンターさん・あびあ(大畑1611)、土浦まちかど感「大徳」(中央一丁目3-16)
 内容/相談コーナー、講習会、即売会など
 国土浦市観光協会(☎824・2810)

関東補給処・霞ヶ浦駐屯地記念行事

とき/5月17日(日) 午前9時~午後4時
 ところ/陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地(石粉2410)

内容/記念式典、屋内イベント、トロッコ運行、野外コンサート、装備品展示・試乗、ヘリ地上滑走、常陸陣太鼓など
 ※荒天のときは、一部変更なることがあります。

陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地広報班(☎842・1211 内線2217~2219)



再就職へ! キャリア相談とジョブ・カード作成支援

ジョブ・カード(職務・教育訓練経歴、取得資格などの情報をまとめたもので、求職活動などに活用)作成や再就職を考えている方へ、専門家による相談会を開催します。
 とき/5月13日(火)、20日(火)、27日(火)、6月3日(火)、10日(火)、24日(火) 午前11時~午後4時
 ところ/男女共同参画センター(ウララ2 7階)

雇用・能力開発機構茨城センター(☎029・221・1294)

母子家庭および寡婦 自立促進講習会

就労に有利な知識や技能を習得するための講習会です。

とき／6月28日(日)～11月29日(日) 午前9時30分～午後4時30分(主に土・日 22日間)
ところ／県母子福祉センター
対象者／母子家庭になり7年以内で全日程参加できる方
受講種目／訪問介護員2級課程

募集人数／30人(先着順)

申込方法／市こども福祉課にある申込書に必要事項を記入して郵送で

申込締切／5月25日(月)(当日消印有効)

申問県母子福祉センター
(〒310-0065 水戸市八幡町11-52 ☎029-221-8497)

天章堂講座 受講生募集

県南生涯学習センターでは、日本刀を鑑賞するための基礎知識と取り扱いを学ぶために、平成21年度天章堂講座「日本刀の美を学ぶ」日本刀鑑賞初学講座」の受講生を募集します。

とき・内容／

●6月3日(水)：日本刀の歴史
●6月10日(水)：日本刀鑑賞の基礎知識

●6月24日(水)：日本刀の五箇伝と時代の見分け方

●7月1日(水)：日本刀の手入れと鑑賞マナー

●7月8日(水)：市立博物館現地研修

※時間はいずれも午後2時～4時

ところ／県南生涯学習センター(ウララビル5階)

講師／中澤達也さん(市学芸員)

定員／30人(定員を超えたときは抽選)

受講料／3000円

申込方法／往復はがき、またはファクスで(住所、氏名、年齢、性別、電話・ファクス番号を記入)

※ホームページ(<http://www.kennan.gakusyu.ibk.ed.jp/>)

からも申し込むことができます。事前に県生涯学習情報提供システムの会員登録が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。

申込締切／5月22日(金)

申問県南生涯学習センター
(〒300-0036 大和町9-1 ☎826-1110)

FAX 826-1728)

5月21日から 裁判員制度が スタートします!



裁判員制度とは、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪のときはどのような刑にするかを裁判員6人が3人の裁判官と一緒に決める制度です。

裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映され、その結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、より身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

☎ 水戸地方裁判所総務課 (☎029-224-8408)

□裁判員制度がスタートした後は

5月21日(木)以降に事件が起訴され、裁判の日程が決まると、水戸地方裁判所では、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿(県内では7600人)の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれる人数は、通常1件あたり50～70人程度になります。

くじで選ばれた裁判員候補者の方々には、裁判員を選ぶ手続(選任手続)の日に裁判所にお越しただくお知らせを、選任手続きの日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者には、あわせて質問票をお送りします。



□質問票とは

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無およびその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は、事前に辞退を認め、選任手続のためにわざわざ裁判所までお越しただく必要がないようにします。

□選任手続の当日は

当日は、裁判員として参加していただく事件の概要をご説明し、被告人や被害者と知り合いかなど、公平な裁判をすることができないような特別な事情があるかどうかをお尋ねします。また、事前質問票記載後の変更点の有無についても伺いますので、この段階で辞退を申し出ただくこともできます。

そのうえで、裁判所は辞退が認められる事情があるかどうか、公平な裁判をすることができないような特別な事情があるかどうかなどを判断し、辞退などが認められた方以外の裁判員候補者の中から、くじで6人の裁判員を選びます。

裁判員制度説明会を開催します

とき／5月18日(月) 午後2時～4時

ところ／一中地区公民館

定員／140人程度(先着順)

内容／裁判官による制度の説明、模擬裁判の映像の上映後に参加者と裁判官と一緒に判決内容の検討、質疑応答など